

令和3年度地域森林計画の策定及び変更について

1 地域森林計画とは

- ・地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即して、知事が5年ごとに10年を1期として策定する計画である。
- ・計画では、森林の整備・保全、伐採、造林、間伐、保育、林道及び保安林の整備等に関する指針や基準、計画量を示す。
- ・伐採、造林、保安林の計画量は、全国森林計画の計画量に基づく国の同意が必要である。
- ・計画の地域は、伊豆、富士、静岡、天竜である。

2 地域森林計画の策定及び変更の概要

森林・林業基本計画の策定及び全国森林計画の変更に伴い、伊豆森林計画区で計画の策定を、富士、静岡及び天竜森林計画区で、計画の変更を行う。

区分	森林計画区	計画期間	備考
策定	伊豆	R4. 4. 1～R14. 3. 31	賀茂農林、東部農林(一部)管内
変更	富士	R3. 4. 1～R13. 3. 31	東部農林(一部)、富士農林管内
	静岡	R2. 4. 1～R12. 3. 31	中部農林、志太榛原農林管内
	天竜	H31. 4. 1～R11. 3. 31	中遠農林、西部農林管内

- ・全国森林計画における伐採立木材積等の変更に伴い、各森林計画区の計画数量を設定する。
- ・市町村森林整備計画で定める「木材等生産機能維持増進森林」のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ設定する「特に効率的な森林施業が可能な森林」の区域の基準や考え方を追記する。
- ・伐採及び集材の際に考慮すべき事項として、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する等、土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全が図られる方法を選択する旨を追記する。
- ・治山事業の実施に関する方針として、近年頻発する集中豪雨等による大規模災害のおそれが高まっていることを踏まえ、流域治水の取組と連携した、浸透・保水機能を維持・向上させる取組、流木災害リスクを軽減させるための渓流域での危険木の除去等を行う旨の記載を追記する。
- ・土地の形質の変更にあたって留意すべき事項に、太陽光発電施設を設置する場合の適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など、開発行為の許可基準の適正な運用を行なう旨の記載を追記する。
- ・再造林率に応じた「持続的伐採可能量」の算出

3 地域森林計画案（変更を含む）の内容

(1) 対象森林の区域の設定

- ・林地開発行為の完了等による除外及び森林簿の精査に伴い、対象森林の区域を変更。

(単位：ha)

計画区	変更前	変更後	増減
伊豆	78,796.04	78,902.67	106.63
富士	55,448.31	55,427.42	△ 20.89
静岡	155,470.52	155,457.58	△ 12.94
天竜	110,551.85	110,562.59	10.74
合計	400,266.72	400,350.26	83.54

(2) 伐採についての計画

森林資源の推移、森林の区分、林道の開設状況、過去の伐採傾向を考慮して、全国森林計画に即して計画数量を設定又は変更。なお、伐採立木材積は、静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】静岡県森林共生基本計画における数値目標としている木材生産量50万m³/年をもとに算出した計画数量としている。

(単位：千m³)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	982	1,340	358
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	2,209	2,127	△ 82
	静岡	2,098	2,148	50
	天竜	3,210	3,160	△ 50
合計		8,499	8,775	276

(3) 造林についての計画

森林資源の推移、森林の区分、主伐の計画量、過去の伐採傾向を考慮の上、全国森林計画に即して計画数量を設定又は変更。

(単位：ha)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	1,693	2,078	385
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	3,859	3,653	△ 206
	静岡	3,707	3,522	△ 185
	天竜	4,150	3,163	△ 987
合計		13,409	12,416	△ 993

(4) 林道の開設及び改良に関する計画

- ・森林整備に必要な林道開設計画及び災害対応等による事業箇所の見直しに基づき、計画量を設定及び変更。

・開設

(単位：路線数)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	35	33	△ 2
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	20	21	1
	静岡	106	106	-
	天竜	42	42	-
合計		203	202	△ 1

・拡張

		改良 (箇所数)			舗装 (km)		
策定	計画区	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
	伊豆	117	125	8	17.0	13.0	△ 4.0
変更	計画区	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	富士	244	225	△ 19	67.1	56.1	△ 11.0
	静岡	848	848	-	138.4	138.4	-
	天竜	532	547	15	182.3	184.8	2.5
合計		1,741	1,745	4	404.8	392.3	△ 12.5

(5) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林簿の精査及び保安林の指定区域の増加に伴い、対象森林の区域を設定又は変更。

(単位：ha)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	17,027	17,040	13
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	12,899	13,219	320
	静岡	79,644	79,698	54
	天竜	48,356	48,402	46
	合計	157,926	158,359	433

(6) 保安林の整備に関する事項

保安林の指定目的や指定状況の再精査及び全国森林計画に即して計画数量を設定又は変更。

・保安林として管理すべき森林の計画期末面積

(単位：ha)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
	伊豆	11,731	11,690	△ 41
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	9,653	9,659	6
	静岡	50,158	50,166	8
	天竜	26,371	26,376	5
	合計	97,913	97,891	△ 22

・保安林の指定及び解除面積

(単位 : ha)

策定	計画区	指定面積			解除面積		
		旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
	伊豆	460	454	△ 6	21	20	△ 1
変更	計画区	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
	富士	972	972	-	22	16	△ 6
	静岡	3,949	3,949	-	55	47	△ 8
	天竜	2,323	2,323	-	32	27	△ 5
	合計	7,704	7,698	△ 6	130	110	△ 20

(7) 法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積

森林簿の精査及び保安林の指定区域の増加に伴い、対象森林の所在及び面積を設定又は変更。(単位 : ha)

策定	計画区	旧計画	新計画	増減
		伊豆	22,122.07	22,148.64
変更	計画区	変更前	変更後	増減
	富士	12,467.44	12,731.00	263.56
	静岡	75,496.91	75,585.78	88.87
	天竜	32,036.43	32,101.07	64.64
	合計	142,122.85	142,566.49	443.64